**平成２４年（フ）第７４９号**
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目15番18号第１渡辺ハイツ102号
債務者　浦川　勇二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４７４号**
奈良市神功６丁目３番地　１―419
債務者　中西　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１３８号**
鳥取県鳥取市鹿野町今市983番地51、旧住所鳥取県鳥取市用瀬町用瀬385番地１
債務者　藤井　孝子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１３４号**
鳥取県米子市新開２丁目４番25号　グランデ103号
債務者　下本　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第１３６号**
鳥取県西伯郡大山町大塚717番地
債務者　青戸　史郎
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第１７９号**
鳥取県米子市博労町１丁目22番地　コーポＮＴＡ203号
債務者　山﨑　哲哉
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第１３０号**
広島県尾道市久保町1991番地２
債務者　山根五月男
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２４年（フ）第５０号**
山口県萩市大字須佐81番地
債務者　大草美佐男
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２４年（フ）第１５４号**
愛媛県新居浜市泉宮町２番223号、前住所愛媛県新居浜市北内町３丁目12番25号
債務者　長野　靖悟
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第３２８号**
福岡県久留米市山本町豊田1799番地
債務者　牟田　育子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第７３７号**
熊本市中央区安政町４番13号　ＭＫビル603号室
債務者　森山　聖子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１７１号**
宮崎県都城市庄内町8027番地１
債務者　城村ひとみ
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第１７２号**
宮崎県えびの市大字浦357番地２
債務者　小菜　定子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第７０号**
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町10番18号
債務者　小牧　弘行
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２４年（フ）第２９２号**
秋田市牛島東７丁目８番28号
債務者　鈴木　友和
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３００号**
秋田市大町１丁目５番46号
債務者　長崎　敏子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４２３号**
山梨県北杜市長坂町長坂上条3232番地１　中之島団地206
債務者　林　　真理
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係